



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年7月31日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 株式会社ながの東急百貨店
- 長野市南千歳一丁目1番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
- 株式会社ながの東急百貨店
- 長野市南千歳一丁目1番地1
- 3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前)

	位置	収容台数（台）
1	④－1 駐車場№. 1 平面図（変更前）	350
2	④－2 駐車場№. 2 平面図（変更前）	320
3	④－3 駐車場№. 3 平面図（変更前）	120
4	④－4 駐車場№. 4 平面図（変更前）	80
合計		870

(変更後)

	位置	収容台数（台）
1	④－1 駐車場№. 1 平面図（変更後）	320
2	④－2 駐車場№. 2 平面図（変更後）	60
3	④－3 駐車場№. 3 平面図（変更後）	120
4	④－4 駐車場№. 4 平面図（変更後）	80
5	④－5 駐車場№. 5 平面図（変更後）	290
合計		870

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	5	6
出口	6	7
合計	11	13

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更する年月日
- 令和8年2月21日
- 5 届出年月日
- 令和7年6月20日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 12 月 1 日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成 12 年 5 月 19 日付け 12 産振第 137 号）様式第 8 号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT 振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT 振興課

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定により、都市計画事業の認可の告示がありましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 7 月 31 日

長野県知事 阿 部 守 一

1 都市計画事業の種類及び名称

安曇野都市計画道路事業 3・6・23 号松本糸魚川連絡道路穂高明科線

2 施行者の名称

長野県

3 事務所の所在地

安曇野建設事務所（安曇野市豊科 4960-1）

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

長野県安曇野市豊科光、明科光、明科中川手及び穂高北穂高地内

(2) 使用の部分

長野県安曇野市豊科光、明科中川手及び穂高北穂高地内

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 7 年 7 月 31 日

長野県佐久建設事務所長 井 出 圭 一

1 許可番号

令和 6 年 12 月 24 日 長野県佐久建設事務所指令 6 佐建第 73-15 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小諸市大字和田字大畠 555-3、字舟久保 559-4、561-7、字下原 591-3、593-1、594-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小諸市大字和田 483-33

ベストプラ株式会社 代表取締役 芝 崎 直 樹

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 7 年 7 月 31 日

長野県諏訪建設事務所長 木 下 英 樹

1 許可番号

令和 7 年 1 月 8 日 長野県諏訪建設事務所指令 6 諏建第 161-2 号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
諏訪市上川2-2033、2-2034、2-2035
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
諏訪市上川2-1581
株式会社大同建設 代表取締役 両 角 博 行

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和7年7月31日

長野県飯田建設事務所長 折 井 克 壽

- 1 許可番号
令和5年3月17日 長野県飯田建設事務所指令4飯建第90-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
飯田市上郷黒田2540-8、2540-15、2540-16、2540-17、2540-84の内、2540-104、2540-122、2542-19、2542-29、2542-33、2700-39
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
飯田市高羽町六丁目2-2
一般財団法人 中部公衆医学研究所 理事長 西 澤 良 斉

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和7年7月31日

長野県松本建設事務所長 唐 澤 則 夫

- 1 許可番号
令和7年7月18日 長野県松本建設事務所指令7松建第61-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科南穂高3876-1、3876-1先、3876-2、3876-3、3878-3、3878-9、3882-1、3886
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科2400
株式会社あづみ野開発 代表取締役 内 田 信 一

都市・まちづくり課